

# 研究・調査企画会議の設置等について (平成22年12月16日食品安全委員会決定)

最終改正：平成27年3月31日

## 第1 趣旨

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項について調査審議するため、食品安全委員会に、研究・調査企画会議を設置する。

## 第2 研究・調査企画会議

### 1 構成員等

- (1) 研究・調査企画会議（以下「企画会議」という。）は、以下の者により構成する。
  - ① 食品安全委員会の常勤委員
  - ② 食品の安全性の確保に関し優れた識見を有し、食品健康影響評価に精通する者のうちから食品安全委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者
- (2) 企画会議に、事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会（以下「部会」と総称する。）を置く。
- (3) 委員長は、(4)及び(5)を踏まえ、各構成員が所属する部会を指定する。
- (4) 事後評価部会の構成員の概ね半数は、事前・中間評価部会の構成員とは異なる者をもって充てるものとする。
- (5) プログラム評価部会の構成員は、外部有識者をもって充てるものとする。
- (6) 部会にそれぞれ座長を置き、委員長が指名する構成員をもってこれに充てる。
- (7) 座長は、担当する部会の事務を掌理する。
- (8) 座長に事故があるときは、その部会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (9) (1)②に掲げる構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 2 調査審議事項

企画会議は、各部会において次に掲げる事項について調査審議を行い、

部会の議決をもって企画会議の議決とする。

(1) 事前・中間評価部会

- ① 研究・調査についての中期的方針の案の策定及びその見直しに関するすること。
- ② 各年度において取り組むべき研究・調査の優先実施課題の案の選定に関するすること。
- ③ 各年度において取り組むべき研究・調査の対象課題の案の選定に関する事前評価に関するすること。
- ④ 2年以上の実施期間を要する研究課題の中間評価に関するすること。
- ⑤ 各部会に共通する事項に関するすること。

(2) 事後評価部会

- ① 実施期間を終了した研究課題の事後評価に関するすること。
- ② 各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関するすること。

(3) プログラム評価部会

研究事業・調査事業のプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価）に関すること。

3 会議の開催

- (1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、担当する部会を招集し、その議長となる。
- (2) 座長は、必要に応じ、部会の構成員でない学識経験者であって、以下に掲げる条件を満たす者に対し、当該部会への出席を求めることができる。
  - ① 食品安全委員会事務局職員でないこと。
  - ② 研究・調査の対象課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。
  - ③ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについて、あらかじめ同意している者であること。
- (3) 各部会の議事については、その概要を作成し、これを公表する。
- (4) 調査審議の結果については、食品安全委員会に報告する。

第3 雑則

- (1) 第2に定めるもののほか、企画会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画会議が定める。

(2) 企画会議の庶務は、食品安全委員会事務局評価第一課において処理する。

#### 附 則

- 1 この決定は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3(2)中「総務課」を「評価第一課」に改める改正は、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(平成27年内閣府令第31号)の施行の日から施行する。
- 2 調査・研究企画会議は、本決定前に調査審議を行っていた事項を本決定により設置される研究・調査企画会議に引き継ぐものとする。